

04JFIA第198号
令和4年8月9日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
高橋 孝雄 様

一般財団法人食品産業センター
理事長 荒川 隆
(公 印 省 略)

令和5年度に向けた政策要望について

食品産業の振興のため、日頃から格別のご理解、ご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

食品産業を巡る情勢については、昨今の国際的な穀物価格の高騰等による製造コストの上昇は、企業努力では吸収困難な水準にあるとともに、また、コロナ禍による飲食や観光向け需要の激減などが経営に大きな影響を及ぼすなど厳しい環境にあります。

一方で、持続可能な食料システムへの移行が世界の共通認識となり、より高い水準を目指した国際ルールづくりが進行しており、農林水産省でも「みどりの食料システム戦略」に基づく施策が推進されております。また、企業の行動規範としてSDGsが幅広く意識されるようになる中で食品産業として取組のすそ野を広げることが必要となっております。

このような環境変化への対応と同時に食品産業は、縮小する国内市場と、事業規模が小さく付加価値が他産業に比較して低いなどの構造的な課題を抱えており、コロナ禍において国際的なサプライチェーンの脆弱性も認識されました。

このような中で、農林水産業とともに食料の安定供給を担っている食品産業が持続的に発展していける施策を講じていただくことが必要と考えております。

食品産業センターでは本年度、23の業界団体の参加を得て「政策委員会」を開催し、現場の生の声を吸い上げて、下記の通り、政策要望をとりまとめました。令和5年度予算・税制など今後の施策の検討にあたり、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. 原油・物価高騰対策について

- (1) ウクライナ情勢を背景にコスト上昇等が長引く懸念があることから、輸入原材料の価格高騰に対応するための原材料の切替等への支援を行う緊急的な対応にとどまらず、価格転嫁を受け入れてもらうための国民の理解促進と、観光・飲食向け需要の喚起による購買力の向上など、経済・物価動向に応じた追加対策を講じること。

- (2) 輸入原材料の供給価格に政府の政策が関わっている物資について、国民生活への影響も考慮し、適切な措置を講じること。
 - (3) 「パートナーシップによる転嫁円滑化のための施策パッケージ」に基づいて、サプライチェーンの連携による転嫁円滑化を引き続き促進すること。
2. 食品産業の成長のための施策について
- (1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」で位置づけられた食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の検討において、食品産業の位置づけを明確化し、原材料の安定的な調達など食品産業が担う役割を踏まえた施策を講じること。
 - (2) DXやAIの活用等による生産性向上や環境や物流効率化等社会的な課題に対応するための投資を促進する支援施策を実施すること。
 - (3) 試験開発税制、中小企業に係る税制特例、農業競争力強化支援法及び特定農産加工法に基づく税制特例措置の継続と適用要件の改善を行うこと。
 - (4) 輸出先国の規制対応など輸出の環境整備、販売促進のための活動及び輸出食品の製造・流通に係る施設整備支援等加工食品の輸出拡大及び食品企業の海外展開を支援する措置を講じること。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことを踏まえた、支援措置の継続や融資の返済期限の延長など、事業者の実情を踏まえた措置を講じること。
3. 持続可能な食料システムへの移行について
- (1) コーデックス委員会等国際的な食品分類や表示ルールの議論の場において、我が国の食生活と食品の実情を反映したルール化が進むよう、政府間の交渉や意見表明を行うこと。
 - (2) 「みどりの食料システム戦略」における食品産業に係るKPIを実現するための具体的な施策を講じること。
持続可能な輸入原材料の調達に関しては、生産における環境負荷等に課題がある原材料の調達に限定せず、サプライチェーンの混乱や需給の変動があっても安定して原材料が確保できるように、主要な原材料についての備蓄など食料安全保障の観点から必要な施策を検討すること。
 - (3) 食品産業を持続可能にするための取組を進める必要性や価値が国民に評価され、企業が取組を進めるコストを受け入れてもらえるよう、国民理解の促進を図ること。

- (4) プラスチック資源循環促進法について、環境配慮製品の認定制度、新しいプラスチックのリサイクルの仕組みなど、食品製造業の実情を踏まえた運用となるよう関係各省と連絡調整を行うとともに、対応に必要な支援を行うこと。
- (5) 食品ロス削減のため、発注リードタイムの延長など商慣行についてガイドラインを示すとともに、フードバンクに対する提供を促進するための措置を講じるほか、食品ロスの定義について、製造工程で生じた非食用部分の扱いについても、各国や国際機関の動きを踏まえながら検討を行われたい。